（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	八　第十一条の規定により指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取消し	
ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止	
ハ　法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式についての指定の取消し	
ニ　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当したことによる指定特定共通構造部の型式についての指定の効力の停止	
ホ　法第七十五条の三第五項第三号の規定に該当したことによる指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の取消し	
ヘ　第十一条の規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止	
3　（略）	3　（略）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
（立入検査をする職員の身分を示す証票）	（新設）
第十四条　法第七十五条の六第二項の証票は、第六号様式による。	**第十四条**　（略）
第十五条　（略）	